

評価業務規程

株式会社 オーネックス

平成 30 年 4 月 1 日 改訂

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 条 (趣旨)
- 第 2 条 (基本方針)
- 第 3 条 (評価の業務を行う時間及び休日)
- 第 4 条 (事務所の所在地)
- 第 5 条 (評価の業務を行う区域)
- 第 6 条 (住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第 2 章 設計住宅性能評価の実施方法

- 第 7 条 (設計住宅性能評価の申請)
- 第 8 条 (設計住宅性能評価の受理及び契約)
- 第 9 条 (設計住宅性能評価)
- 第 10 条 (設計住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第 11 条 (設計評価提出図書の変更)
- 第 12 条 (設計住宅性能評価書の交付)

第 3 章 建設住宅性能評価の実施方法

- 第 13 条 (建設住宅性能評価の申請)
- 第 14 条 (建設住宅性能評価の受理及び契約)
- 第 15 条 (建設住宅性能評価)
- 第 16 条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
- 第 17 条 (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)
- 第 18 条 (建設工事の変更)
- 第 19 条 (建設住宅性能評価書の交付)

第 4 章 評価員等

- 第 20 条 (評価員の選任)
- 第 21 条 (評価員の解任)
- 第 22 条 (評価員の配置)
- 第 23 条 (評価員の教育)
- 第 24 条 (評価の業務の実施及び管理の体制)
- 第 25 条 (評価員等の身分証の携帯)
- 第 26 条 (秘密保持義務)

第 5 章 評価料金等

- 第 27 条 (評価料金の収納)
- 第 28 条 (評価料金を減額するための要件)
- 第 29 条 (評価料金の返還)
- 第 30 条 (負担金の納付)

第 6 章 雑則

- 第 31 条 (登録の区分等の掲示)
- 第 32 条 (評価業務規程等の公開)
- 第 33 条 (財務諸表等の備付け)
- 第 34 条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求)
- 第 35 条 (帳簿及び書類の保存)
- 第 36 条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)
- 第 37 条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第 38 条 (評価の業務に関する公正の確保)
- 第 39 条 (損害補償保険への加入)
- 第 40 条 (事前相談)
- 第 41 条 (その他必要となる事項)

附 則

別 表

別記様式

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社オーネックス(以下「機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法第 81 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)の実施について、法第 16 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ的確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第 3 条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。但し、窓口業務時間は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める国民の祝日
- (4) 年末年始並びに盆休み(期間はその年度毎に決定する。)
- (5) その他、機関が定める日

3 評価の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第 4 条 本店の所在地は、大阪府茨木市駅前四丁目 1 番 23 号とする。

2 寝屋川支店の所在地は、大阪府寝屋川市本町 16 番 1 号とする。

(評価の業務を行う区域)

第 5 条 評価の業務を行う区域は、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第 6 条 機関は、法第 7 条第 2 項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。)第 9 条第 1 号から第 3 号までに定める区分とする。

第 2 章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第 7 条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書(施行規則第 3 条第 3 項から第 6 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し(ただし、機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅

性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)

- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 機関は、設計住宅性能評価申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と申請者に設計住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と機関は別に定める株式会社オーネックス住宅性能評価業務約款(以下「評価業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の引受承諾書又は評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を選択する性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を機関に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計評価申請図書が交付されるまで、機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
 - (d) 機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「建築

基準法」という。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

- (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価)

第 9 条 機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者(以下「評価補助員」という。)は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 10 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書(別記 ONEX 評価第一号様式)を機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第 11 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第 12 条 機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表第 1 に定める方法に従う。
 - 3 機関は、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面を持って通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 3 章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第 13 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価(以下単に「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、機関に対し、次の各号(機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。)に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、前3項に掲げる図書が整っていない場合であっても、機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設住宅性能評価の受理及び契約）

- 第14条** 機関は、建設住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と機関は別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の引受承諾書又は評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を選択する性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を機関に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること

- (4) 評価業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (c) 申請者は、機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
- (6) 機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第15条 機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第16条 申請者は、機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を機関の定める様式（ONEX評価第二号様式）により通知しなければならないものとする。

- 2 機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項の規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を機関に提出しなければならないものとする。

- 4 申請者は、検査が行なわれる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第 17 条** 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書（別記 ONEX 評価第一号様式）を機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却するものとする。

(建設工事の変更)

- 第 18 条** 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事の変更された場合においては、その旨及び変更の内容について機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行なわれた場合において、機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第 19 条** 機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認められるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったこと、その他機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価が行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第 12 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 機関は、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対しその旨を通知する。
 - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 4 章 評価員等

(評価員の選任)

- 第 20 条** 機関の代表者（以下、「代表取締役」という。）は、評価の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
 - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第 21 条** 代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき

- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (3) その他前各号に準ずるとして機関が認めたもの

(評価員の配置)

第22条 評価の業務を実施するため、評価員を各事務所に2名以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 機関は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、機関の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第24条 評価の業務に従事する職員を、第22条第1項の規定により配置された評価員を含め、各事務所に2名以上を配置する。

- 2 代表取締役は、機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限と責任を有する者を、法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証明書の携帯)

第25条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の証明書の様式は、評価員は別記 ONEX 評価第三号様式とし、評価補助員は別記 ONEX 評価第四号様式とする。

(秘密保持義務)

第26条 機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

第27条 申請者は、別表第2に定める評価料金を、現金又は銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できると機関が判断したとき。

- (4) 一団の住宅地等において、継続的な住宅性能評価の申請が見込めるときであり、住宅性能評価が効率的に実施できると機関が判断したとき。
- (5) あらかじめ機関が定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。
- (6) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (7) 同一の申請者又は代理者等で、年間の申請件数が相当数見込めるとき。
- (8) その他、機関が効率的な評価の業務を実施できると判断したとき。

(評価料金の返還)

第 2 9 条 収納した評価料金は返還しない。ただし、機関の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(負担金の納付)

第 3 0 条 機関は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第 3 1 条 機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分、その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 3 2 条 機関は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した機関のホームページ (<http://www.o-nex.jp/>) において公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 3 3 条 機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所に備えておくものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

- 第 3 4 条** 利害関係人は、機関の窓口業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、
- (2) の請求をするには、機関が定めた費用を支払わなければならないものとする。
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 2 前項の閲覧等の請求に関し必要となる事項は、別に定める。

(帳簿及び書類の保存)

第 3 5 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 機関が評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 3 6 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は、施錠できる室、ロッカー等において、确实であり、かつ、秘密のもれることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第37条 機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第38条 機関の役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価機関の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 機関の役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 機関の役員又はその職員(評価員を含む。)が、その役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第39条 機関は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金が年間1億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第40条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、機関に事前相談をすることができる。この場合においては、機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(その他必要となる事項)

第41条 機関は、その他評価の業務の実施に関し、必要となる事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

平成18年3月1日	制定施行
平成21年12月28日	改訂施行
平成22年6月1日	改訂施行
平成22年12月20日	改訂施行
平成25年10月1日	改訂施行
平成27年4月1日	改訂施行
平成27年5月29日	改訂施行
平成28年4月20日	改訂施行
平成30年4月1日	改訂施行

住宅性能評価業務 手数料

1. 一戸建ての住宅(新築)

① 必須評価のみの場合

(税込価格)

延べ面積 (㎡)	区分	設計評価料金 (円)	建設評価料金 (円)	合計 (円)
～100	一般	60,480	69,120	129,600
	型式認定	36,720	69,120	105,840
	製造者認証	36,720	49,680	86,400
100超～200	一般	72,360	82,080	154,440
	型式認定	43,200	82,080	125,280
	製造者認証	43,200	58,320	101,520
200超～	一般	86,400	97,200	183,600
	型式認定	51,840	97,200	149,040
	製造者認証	51,840	69,120	120,960

② 1分野以上の選択評価を含む場合

(税込価格)

延べ面積 (㎡)	区分	設計評価料金 (円)	建設評価料金 (円)	合計 (円)
～100	一般	71,280	96,120	167,400
	型式認定	47,520	96,120	143,640
	製造者認証	47,520	76,680	124,200
100超～200	一般	83,160	109,080	192,240
	型式認定	54,000	109,080	163,080
	製造者認証	54,000	85,320	139,320
200超～	一般	97,200	124,200	221,400
	型式認定	62,640	124,200	186,840
	製造者認証	62,640	96,120	158,760

備考

- 変更住宅性能評価業務に係る手数料は、上記手数料の75% (百円単位四捨五入) とさせていただきます。
- 遠隔地については、別に定める検査出張費を加算させていただきます。
- 建設評価において、「6-3 化学物質の濃度等」を選択される場合は、別途濃度測定料金をいただきます。
 - ・ホルムアルデヒドのみ：32,400円 (消費税込)
 - ・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン・スチレン：54,000円 (消費税込)
- 建築基準法による確認済証を他機関で取得された場合は、別途料金が加算される場合があります。

2. 共同住宅等（新築）

① 必須評価のみの場合

延べ面積 (㎡)	設計評価料金 (円)	建設評価料金 (円)
～200	(80,000+戸数×4,000) ×消費税	(120,000+戸数×10,000) ×消費税
200超～500	(120,000+戸数×4,000) ×消費税	(180,000+戸数×10,000) ×消費税
500超～1,000	(180,000+戸数×4,000) ×消費税	(250,000+戸数×10,000) ×消費税
1,000超～2,000	(300,000+戸数×4,000) ×消費税	(400,000+戸数×10,000) ×消費税
2,000超～3,000	(400,000+戸数×4,000) ×消費税	(550,000+戸数×10,000) ×消費税
3,000超～4,000	(500,000+戸数×4,000) ×消費税	(700,000+戸数×10,000) ×消費税
4,000超～5,000	(600,000+戸数×4,000) ×消費税	(800,000+戸数×10,000) ×消費税
5,000超～7,000	(700,000+戸数×4,000) ×消費税	(900,000+戸数×10,000) ×消費税
7,000超～10,000	(800,000+戸数×4,000) ×消費税	(1,000,000+戸数×10,000) ×消費税
10,000超	別途見積	別途見積

② 1分野以上の選択評価を含む場合

延べ面積 (㎡)	設計評価料金 (円)	建設評価料金 (円)
～200	(80,000+戸数×8,000) ×消費税	(120,000+戸数×14,000) ×消費税
200超～500	(120,000+戸数×8,000) ×消費税	(180,000+戸数×14,000) ×消費税
500超～1,000	(180,000+戸数×8,000) ×消費税	(250,000+戸数×14,000) ×消費税
1,000超～2,000	(300,000+戸数×8,000) ×消費税	(400,000+戸数×14,000) ×消費税
2,000超～3,000	(400,000+戸数×8,000) ×消費税	(550,000+戸数×14,000) ×消費税
3,000超～4,000	(500,000+戸数×8,000) ×消費税	(700,000+戸数×14,000) ×消費税
4,000超～5,000	(600,000+戸数×8,000) ×消費税	(800,000+戸数×14,000) ×消費税
5,000超～7,000	(700,000+戸数×8,000) ×消費税	(900,000+戸数×14,000) ×消費税
7,000超～10,000	(800,000+戸数×8,000) ×消費税	(1,000,000+戸数×14,000) ×消費税
10,000超	別途見積	別途見積

備 考

1. 変更住宅性能評価業務に係る手数料は、上記手数料の75%（百円単位四捨五入）とさせていただきます。
2. 遠隔地については、別に定める検査出張費を加算させていただきます。
3. 建設評価において、「6-3 化学物質の濃度等」を選択される場合は、別途濃度測定料金をいただきます。
 - ・ホルムアルデヒドのみ：32,400円（消費税込・1戸あたり）
 - ・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン・スチレン：54,000円（消費税込・1戸あたり）
4. 建築基準法による確認済証を他機関で取得された場合は、別途料金が加算される場合があります。

3. 一戸建ての住宅（既存）

① 現況検査（必須項目）

（税込価格）

延べ面積（㎡）	設計図書あり（円）	設計図書なし（円）	再検査料金（円）
～120	129,600	194,400	43,200
120超	172,800	259,200	43,200

② 特定現況検査（選択項目）

（税込価格）

延べ面積（㎡）	特定現況検査（腐朽等・蟻害）（円）
～120	64,800
120超	97,200

③ 個別性能評価（選択項目）

（税込価格）

評価項目	建設住宅性能評価図書、 一定の信頼性のある図書 等あり（円）	設計図書あり （円）	設計図書なし （円）
1.構造の安定に関すること	¥43,200	¥86,400	別途見積
2.火災等の安全に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
3.劣化の軽減に関すること	¥27,000	¥54,000	別途見積
4.維持管理・更新への配慮に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること	¥43,200	¥86,400	別途見積
6.空気環境に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
7.光・視環境に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
9.高齢者等への配慮に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
10.防犯に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積

備 考

- 1.特定現況検査は現況検査及び個別性能評価と同時実施といたします。
- 2.遠隔地については、別に定める検査出張費を加算させていただきます。
- 3.個別性能評価において、「6-3 化学物質の濃度等」／「6-4 石綿含有建材の有無」／「6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」を選択される場合、は別途見積による料金が加算されます。

4. 共同住宅等（既存）

① 現況検査（必須項目）

(1) 共同住宅の共用部分、長屋・重ね建住宅（1棟の評価料金）

（税込価格）

延べ面積（㎡）	設計図書あり（円）	設計図書なし（円）	再検査料金（円）
～200	216,000	324,000	86,400
200超～500	270,000	432,000	86,400
500超～1,000	324,000	648,000	86,400
1,000超	別途見積	別途見積	別途見積

(2) 専用部分（住戸の評価料金）

（税込価格）

設計図書あり（円）	設計図書なし（円）	再検査料金（円）
54,000×戸数	86,400×戸数	32,400

② 特定現況検査（選択項目）

（税込価格）

延べ面積（㎡）	特定現況検査（腐朽等・蟻害）（円）
全ての規模	別途見積（共用部分、専用部分とも）

③ 個別性能評価（選択項目）

（税込価格）

評価項目	建設住宅性能評価図書、一定の信頼性のある図書等あり（円）	設計図書あり（円）	設計図書なし（円）
1.構造の安定に関すること	¥43,200	¥86,400	別途見積
2.火災等の安全に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
3.劣化の軽減に関すること	¥27,000	¥54,000	別途見積
4.維持管理・更新への配慮に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること	¥43,200	¥86,400	別途見積
6.空気環境に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
7.光・視環境に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
9.高齢者等への配慮に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積
10.防犯に関すること	¥16,200	¥32,400	別途見積

備考

- 1.特定現況検査は現況検査及び個別性能評価と同時実施といたします。
- 2.遠隔地については、別に定める検査出張費を加算させていただきます。
- 3.個別性能評価において、「6-3 化学物質の濃度等」／「6-4 石綿含有建材の有無」／「6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」を選択される場合、は別途見積による料金が加算されます。

取り下げ届書

平成 年 月 日

株式会社 オーネックス 殿

申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

評価業務規程第10条及び第17条の規定に基づき、申請の取り下げを届け出いたします。

1. 届け出区分 設計住宅性能評価申請
 建設住宅性能評価申請

2. 申請受付番号 第 号

3. 申請受付年月日 平成 年 月 日

4. 地名地番

5. 取り下げ理由

※機関欄

- 備考 1. ※印のある欄は記入しないでください。
2. 代理者によって届け出される場合は、委任状の提出が必要となります。

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定による
検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

平成 年 月 日

株式会社 オーネックス 殿

申請者の氏名または名称
代表者の氏名 印

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第1項の規定に基づき、検査対象工程に係る工事が完了する日（完了した日）を通知いたします。

記

1. 設計住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 設計住宅性能評価書交付年月日 平成 年 月 日
3. 設計住宅性能評価書交付者
4. 検査対象工程に係る工事
- 基礎配筋工事の完了時
 - 躯体工事の完了時
 - 下地張りの直前の工事の完了時
 - 完了時及び竣工時
 -
5. 検査対象工程に係る工事の完了（予定）年月日 平成 年 月 日
6. 建築場所

- 備考
- 1 4. 欄は、該当する項目にチェックマークを入れてください。
 - 2 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 一の申請者が、共同住宅等の複数の住戸に係る通知を行う場合、この通知書一部をもって通知を行うことができます。

別記 ONEX 評価第三号様式（第 25 条関係）

身分証明書（評価員）

（表面）

評 価 員 証
氏 名 ○○ ○○
番 号 ○○○○○○
平成○年○月○日 発行
上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 13 条に基づき、当機関が選任した評価員であることを証明する。

（裏面）

登録住宅性能評価機関
株式会社 オーネックス 印
〒○○○-○○○ 住所○○○○○○○○○○○○○○○○
TEL○○○-○○○

別記 ONEX 評価第四号様式（第 25 条関係）

身分証明書（評価員以外の職員）

（表面）

職 員 証
氏 名 ○○ ○○
平成○年○月○日 発行
上記の者は当機関において評価の業務に従事する職員であることを証明する。

（裏面）

登録住宅性能評価機関
株式会社 オーネックス 印
〒○○○-○○○ 住所○○○○○○○○○○○○○○○○
TEL○○○-○○○